

さいたま市放課後子ども居場所事業 Q & A

No.	質問	回答
■利用に関すること		
1	定員はありますか。	定員はありません。 午後5時までは、利用申込をすればどなたでも利用できます。 午後7時までは、就労等の要件を満たしていれば利用することができます。
2	対象となる児童の条件はありますか。	事業実施校に就学する児童、または、事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童が対象となります。 また、午後7時までの利用となる区分2を利用する場合は、就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいない児童が対象となります。
3	放課後子ども居場所事業の「区分2」の利用要件は何がありますか。	就労、求職活動、就学、出産、病気、障害、看護、介護、災害により午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合に、午後7時まで利用することができます。利用要件の詳細は以下ホームページをご覧ください。 なお、申込時に上記の事由を確認する書類を提出していただきます。 <ホームページ> https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/013/p099752.html
4	仕事は午後4時30分までですが、お迎えは午後5時を過ぎてしまいます。「区分2」に申し込みをして午後7時まで預かってもらうことはできますか。	通勤時間も含めて午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合は、「区分2」を利用することができます。
5	夏休み等の長期休業のみの利用はできますか。	長期休業前に利用申し込みをすることで利用することができます。
6	お迎えは必要ですか。	区分1（～午後5時まで利用）：帰宅時の安全面を考慮し、原則として保護者等のお迎えをお願いします。 区分2（～午後7時まで利用）：必ず保護者等のお迎えをお願いします。
7	児童の1人帰りは可能ですか。	児童の安全を考慮し、保護者のお迎えをお願いしております。 習い事等の都合によりやむを得ない場合は、個別に運営事業者へお問い合わせください。
8	習い事や放課後デイサービスの職員がお迎えに行くことは可能ですか。	可能です。その場合は、事前に運営事業者と協議を行ってください。
9	保護者ではなく兄姉のお迎えは可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として保護者によるお迎えをお願いしております。 なお、祖父祖母など親族によるお迎えは可能です。やむを得ず未成年の兄姉がお迎えする場合には、運営事業者へご相談ください。
10	一時帰宅等（中抜け）は可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として放課後子ども居場所事業を降所したあとの再登所（放課後子ども居場所事業のあとに塾や習い事に行き、終了後に再登所する等）や授業終了後に一時帰宅してからの放課後子ども居場所事業の利用はできません。
11	利用しない日があっても利用できますか。	利用できます。あらかじめ、出欠席等の予定を運営事業者に届け出させていただきます。

さいたま市放課後子ども居場所事業 Q & A

No.	質問	回答
12	区分1に登録した場合、残業で午後5時を超えてしまう日は延長して預かってもらえますか。	必ず利用時間内のお迎えをお願いします。不定期でも午後5時を超えることがあらかじめ想定される場合は、区分2での登録をお願いします。 上記に該当し、区分2の利用申込される際には、利用申請書の特記事項にその旨の記入をお願いします。
13	夏休み等長期休暇中の朝の登所は児童のみでも可能ですか。	児童だけの登所は可能とし、事前の届け出等は不要とします。ただし、新一年生の入学式前の利用期間は、児童の安全のため保護者による送迎をお願いします。
14	年度途中からの利用や退所はできますか。	年度途中からの利用や途中退所もできます。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。
15	年度途中に利用区分の変更はできますか。	年度の途中から利用区分を変更することは可能です。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。
■利用料金に関すること		
16	利用料金の中に保険料は含まれていますか。	含まれています。
17	月に数回の利用でも料金を支払うのですか。	利用頻度に関わらず、利用登録中は月額料金をお支払いいただく必要があります。
■申込みに関すること		
18	受付期間までに提出書類の準備ができない場合はどうしたらよいですか。	各運営事業者へお問い合わせください。
19	利用申込は各区の支援課で行えますか。	利用申込は、各運営事業者に直接お申込みいただけます。各区支援課では受け付けておりません。
20	放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両方に申込みしてもいいですか。	放課後子ども居場所事業は、定員を設けないことから、申込みいただいた方は利用することができます。 民設放課後児童クラブにも申込みいただくことは可能ですが、民設放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業の両方を利用することはできませんので、放課後子ども居場所事業を利用する場合は、民設放課後児童クラブに申込みの取り下げをしてください。
21	今後さいたま市に転入予定です。申込み手続きについて教えてください。	通常の申込み手続きに加えて、以下のとおり対応をお願いします。 <利用申込書の記入方法> ・申込者住所…申込み時点の住所（転入前の住所）を記入 ・特記事項…『令和〇年〇月「新住所」に転入予定、〇〇小学校へ入学（または転校）手続き済』と記入 <追加提出書類> ・賃貸借契約書や不動産売買契約書等の新住所が確認できる書類を提出
22	区分2を利用する場合に提出が必要となる「保護者の就労証明書等」は保護者の人数分提出する必要がありますか。	保護者の人数分提出をお願いします。（例：保護者が両親であれば両親分、保護者が祖父母であれば祖父母分） ひとり親の場合には、「保護者の就労証明書等」1枚と「ひとり親であることを証明するもの」1枚の提出をお願いします。
23	受付期間終了後に、さいたま市に急に転入することになりました。4月から利用したいのですが、申込みは受け付けてもらえないのでしょうか。	各運営事業者へお問い合わせください。

さいたま市放課後子ども居場所事業 Q & A

No.	質問	回答
■活動に関すること		
24	放課後子ども居場所事業はどのくらいの人数の職員が配置されますか。	<p>利用児童数に応じて職員を配置します。 具体的には、区分1を利用する児童については、児童20人につき職員1名以上を配置します。 区分2を利用する児童については、支援の単位（おおむね40人以下）ごとに児童19人までは職員2人以上、児童35人までは職員3人以上、児童36名以上は職員4名以上を配置します。また、障害等の配慮を要する児童については、児童数に応じてさらに職員を配置します。</p> <p><例> 区分1：利用児童数30人⇒職員配置数2人 区分2：利用児童数60人⇒利用児童数30人×2支援の単位⇒3人×2支援の単位=6人 ※利用児童数が「おおむね40人以下」を超えるため、2支援の単位とするもの。</p>
25	どのような方法で全ての児童を受入れるのですか。	学校内にある放課後児童クラブ室（専用室）に加えて、放課後に学校が使用しない特別教室等（兼用室）を活用することで、利用児童数に応じた必要な面積を確保します。また、職員についても、利用児童数に応じて必要な人数を配置します。
26	子どもたちはどのように過ごしますか。	室内では、宿題や自由遊び、読書、そして、工作などの体験活動をして過ごします。また、明るい時間帯は使用が可能であれば校庭を使った外遊びをして過ごします。午後7時までの利用となる区分2を利用する場合は、おやつ提供もあります。
■その他		
27	公設放課後児童クラブに申し込みすることはできますか。	モデル事業実施校の公設放課後児童クラブは廃止となりますが、隣接する学区の公設放課後児童クラブに申込みいただくことは可能です。ただし、放課後子ども居場所事業と公設放課後児童クラブの利用を併用することはできません。公設放課後児童クラブの申込みをしたあとに、放課後子ども居場所事業を利用することが決定した場合は、公設放課後児童クラブの申込みの取り下げをしてください。
28	放課後チャレンジスクールを併用することはできますか。	併用ができます。放課後チャレンジスクールはこれまでどおり実施します。放課後チャレンジスクールの利用につきましては、こちらをご覧ください。 <チャレンジスクールホームページ> https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008423.html
29	放課後デイサービスや市が委託していない民間学童との併用は可能ですか。	放課後デイサービスや市が委託していない民間学童と併用して利用することは可能です。
30	放課後児童クラブを利用する場合には、施設を週3日以上利用する必要があることが要件となっていますが、放課後子ども居場所事業でも同じですか。	「区分1」を利用する場合は、保護者の就労等の要件や利用頻度に関わらず、利用する全ての児童が利用することができます。「区分2」を利用する場合は、保護者が就労等の理由により午後5時以降に児童の面倒をみるできない日が1日以上ある場合に利用することができます。